

法律第四十六号（平二四・六・二七）

◎ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生労働・内閣総理大臣署名）

## 理 由

ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。